

生命保険高度障害条項の

「常時介護を要するもの」の意義

三井生命保険株式会社

牧 純一

名古屋高判平成23年9月30日 平成23年(ネ)

第630号保険金支払請求控訴事件

原審 岐阜地判平成23年4月22日 平成20年

(ワ) 第1275号保険金支払請求事件

いずれも判例集未登載

I. 本件の争点

本件は、事故により器質性精神障害となつた原告・控訴人Xが、自らを被保険者とする生命保険契約に基づき、生命保険会社である被告・被控訴人Yに対し、災害高度障害(廃疾)保険金等の支払を求めた事案である。

争点は、Xが約款に定める災害高度障害(廃疾)保険金の支払事由のうちの「常時介護を要するもの」に該当するか否かであり、原審・本判決ともに、Xは少なくとも

食事・歩行・起居は可能であるから「常時介護を要するもの」ではないとして、請求を棄却した。

高度障害(廃疾)保険金、中でも「常時介護を要するもの」の該当非該当を巡る訴訟は少なくないものの、多くは請求は認められておらず、本件もそのひとつとなるが、本件は、適用される約款が昭和56年改正より前のものである点に特徴がある。

なおXは、Yが約款どおりに支払った入院給付金計120万円に加え、入院給付金230万円の請求をしたが、その請求に理由がないことは約款上明らかであり、以下ではこれについては省略した。

II. 事実の概要

1. 前提事実

(1) Xは、昭和54年5月1日、Yとの間で、自らを被保険者、死亡保険金受取人をXの妻(のちに、Xの成年後見人に選任された)とする生命保険契約(以下「本件保険契約」という)を締結した。本件保険契約約款には、以下の条項があった。

○災害死亡(廃疾)保険金 2900万円(支払事由)

第2条 被保険者が、責任開始期以後保険料払込期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に廃疾状態(別表3)になったとき別表3(3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常時介護を要するもの

備考3 「常時介護を要するもの」とは、常時、他人の介護なしには生命の維持が不可能なものを行います。

(2) Xは、平成13年4月24日、電気工事の仕事中約8メートル落下し、脳挫傷、多発性骨折により器質性精神障害となり、知的水準・人格水準低下著名で、徘徊・幻視が見られ、失見当が続き、現在に至るも入院が続いている。具体的な症状は以下のとおり。

ア・食物の摂取について

咀嚼が十分でなく、むせ込む場合があったことが認められるものの、自力で食事を摂取する様子があり、移棟サマリーに「セットしてあげれば自力摂取可」と記載されている。総合障害診断書の食事の摂取の欄には「△」と記載され、介護の内容・程度について「セットすれば自分で食べる」とされている。

イ・排便排尿・その後の後始末について

パンツ型オムツを使用し、度々失禁、放尿している事実も認められ、その状態に改善が見られないことが認められる。そして、総合障害診断書の排便・排尿欄には「×」と記載され、介護の内容・程度について「全

介助」と記載されている。

ウ・衣服の着脱・起居・歩行・入浴について

衣服の着脱及び入浴については、全部介助が必要。

歩行については、歩行の際ふらつくことがあり、転倒する危険があるものの、自力での歩行が可能である。また起居についても、特に問題なく行われていることが認められ、総合障害診断書の起居・歩行の欄に「○」と記載されている。

2. Xの主張

「常時介護を要するもの」とは、日常生活のあらゆる動作が自分ではできない状態を言うのではなく、日常生活の動作のうち一部が自らできたとしても、総合的にみると常時介護が必要な状態をいうものと理解すべきである。

実際に、Xは、起居は自らできるが、それ以外のことは自分では不可能又は困難であり、本件事後後、一度として病院や施設から社会復帰をすることができず、常時介護されてその生存を計ってきた。

歩行が可能であっても、精神又は神経の疾患のため自らコントロールができず徘徊を繰り返す場合には、植物人間状態よりも

家族や施設にとつて介護に多大な手間や気配りが要求される、危険で深刻な場合が多いのであつて、このような場合は「常時介護を要する」というべきである。したがつて、Xが本件事後後、現在まで「常時介護を要する」状態にあつたことは明らかである。

3. 原審の判断

原審は以下のように判示して、請求を棄却した。

(1) ……本件約款の備考欄は、本文の条項の意味を一義的に明確化するために設けられたものであり、約款の一部を構成するものとして、当事者はこれに拘束されると解される。

(2) 保険契約は、性質上、その商品としての設計においても、事後的な該当性の判断においても、保険金支払事由が明確で、かつ、統一的に処理されることが必要であるから、約款の解釈においては、その記載・文理を中心に、従前の運用等を考慮して検討すべきである。

本件約款備考欄3では「常時介護を要するもの」とは「常時、他人の介護なしには生命の維持が不可能なもの」と定義されて

いる。

なお、証拠及び弁論の全趣旨によれば、生命保険契約において、昭和27年に「廃疾」という用語の下に、四肢中二肢の喪失、両眼失明に限定された内容が保険金支払事由とされたこと、昭和51年3月の生命保険業界における約款の改正の際、「中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常時介護を要するもの」が保険金支払事由の「廃疾」の一つに加えられたこと、「常時介護を要するもの」とは、常に他人の介護なしに生命の維持に必要な日常生活動作、例えば食物の摂取、排便、排尿等が不可能なものをいうものとされ、具体的には、第三者が常にそばに付き添い、食事の摂取、排便、体動などに際しては、手を添えて看護を行わなければ自分では何も行えない状態をいい、精神障害で監視を要するだけでは、廃疾と認められないと解釈され、運用されてきたことが認められる。

るときには、別の観点から保険金支払事由が定められていることを併せ考えると、廃疾状態には、食物の摂取、排便、排尿等の生存に関する行為そのものではないが、問題症状を伴い何らかの補助を要する場合などは含まれないと解するのが相当である。そうすると、高次脳機能障害あるいは精神障害が残存し、事理弁識能力を欠き、常時監視することが必要であるという状態をもって、「常時介護を要するもの」に該当するとはいえない。

そして、本件約款は昭和56年に改正され「廃疾」という用語が「高度障害」という用語に置き換えられ、「常時」が「常に」と改定され、備考欄の記載も、「常に介護を要するもの」とは、「食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態」をいうと改められた。

これは、従前、寝たきりのいわゆる植物人的状態に限って「常時介護を要するもの」として運用されてきたところ、この基準を若干緩和したものであるといわれている。

よって、本件約款の備考欄を解釈するに当たって、昭和56年改正後の約款の備考欄の文言を参考にしてもXには特段不利益はないと解されるが、他方、これ以上緩やかに解釈することは、文言自体からも、改正後の約款及び備考欄の文言の適用を受ける保険契約者との公平の観点からも妥当ではない。

したがって、「常時介護を要する」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれについても自分で行うことができない状態にある場合と解するのが相当である。

(3) そこで、Xが食物の摂取、排便・排尿・その後始末、衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれについても自分で行うことができない状態にあるか否かの観点から検討するに……(筆者注 先述Ⅱ. 1. (2)参照)

(4) 以上により、Xは、少なくとも食物の摂取、歩行、起居については自ら行うことが可能であるから「常時介護を要するもの」に該当するとはいえない。……

Xは、器質性精神障害により、失見当識に伴う問題行動があり、常に介護を要する状態にあると主張する。なるほど、証拠に

よれば、Xは、食事の摂取、歩行、起居についても、長い時間を離すことのできな
い状態にあり、周囲の者による見守りが必
要であつて、それに相当の負担を伴うこと
が認められ、Xが要介護状態にあるとい
うことはいえるが、要介護状態と廃疾状態と
は異なり、前述のとおり、廃疾状態にある
か否かを検討するに当たり精神障害による
監視が必要なことは考慮し難いことからす
れば、上記Xの状態をもって「常時介護を
要するもの」に該当するとはいえない。

4. 控訴の理由

Xは、以下を主張して控訴した。

「本件約款の備考欄は、保険会社が考案し
て作成したものであるから、記載内容が約
款の一部を構成して保険契約者を拘束する
との原判決の判断は、その約款及び備考欄
の解釈を誤るものである。また、原判決は、
約款の解釈において、従前の運用等も考慮
して検討すべきであるとするが、従前の運
用は保険会社の従来の経営方針に過ぎない
から重視されるべきではない。」

本件約款が定める災害廃疾保険金の支払
事由とされているのは、「終身常時介護を
要するもの」であることであり、備考欄の

「常時介護を要するもの」とは、常時、他
人の介護なしには生命の維持が不可能なも
のをいいます。」との文言に該当する事情が
あることではない。まして、昭和56年に約
款と備考欄が改正され、備考欄の「常に介
護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・
排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・
歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、
常に他人の介護を要する状態をいいます。」
と改正されているが、この改正をXが承認
しているわけではないから、この文言は解
釈の参考にすぎないと考えるべきで、あく
まで支払事由に関する要件該当性の判断は
「終身常時介護を要する」か否かであり、
備考欄記載の事情があるか否かが判断対象
ではない。

そして、同文言は、①食物の摂取、②排
便・排尿・その後始末、③衣服着脱・起居・
歩行・入浴の各グループの中でXに一つで
もできないことがあれば、全体として終身
常時介護を要する場合に該当すると解する
のが文理上自然である。」

Ⅲ. 判旨 控訴棄却

本判決はほぼ原審を引用するとともに、

控訴の理由に対しては以下のとおり判示
し、控訴を棄却した。

「……本件約款中の災害廃疾保険金の支払
事由に関する条項における本文、別表、備
考の構成は、前記認定（補正後の原判決の
認定）のとおりであるから、本件約款備考
欄は本件約款の上記支払事由に関する条項
の一部を構成し、災害廃疾保険金の支払事
由を定める約款の内容として、本件保険契
約の当事者である控訴人をも拘束するもの
というべきである。」

また、本件約款備考欄の解釈に当たつて、
約款に使用されている文言とその文理を中
心としながら、約款改正の経緯とその背景
となつた運用の実情等を参酌することが許
されないわけではなく、特に本件約款備考
欄の記載は、昭和56年改正により、保険金
支払事由を拡張する方向で改正されたとい
うのであるから、原判決がその改正の背景
となつていた運用とこれを踏まえた同改正
の経緯を参酌し、昭和56年改正により改
正された備考欄の文言を参考とし、これに
準拠して、本件約款の別表3(3)の事由の有
無を判断したことは相当といふべきであ
る。……」

IV. 評釈

1. 高度障害条項の内容と推移

(1) 生命保険会社が販売する養老保険や終身保険などには、死亡した場合の保障の他、一定の要件の下で高度障害状態になった場合に、死亡保険金と同額の高度障害保険金を支払うこととするいわゆる高度障害条項が規定されているのが一般的である。

この高度障害条項(昭和56年改正までは「廃疾条項」)は、大正13年の簡易保険における取扱いを嚆矢とし、民営生命保険では、戦前にも一部取扱いがあったが、本格的には昭和25年から取扱会社やその内容を拡大してきた。当初は、特別の名目の保険料を付加せず死亡保険料の範囲内でのいわば恩恵的な給付であり、対象となる高度障害状態についても、傷害による両手、両足、片手片足の喪失、両眼失明のみであった。

その後疾病によるものやしゃく・言語機能の喪失、脊髄損傷により両下肢の機能喪失も対象とすることとされるとともに、昭和40年代からは保険数理上も死亡保険料の中に高度障害危険が算入されている。

(2) 昭和51年に、給付事由に、本件の争点である「中枢神経または精神に著しい障害を残し、終身常時介護を要するもの」や「上(下)肢の用を全く永久に失ったもの」等が加えられ、既契約にもさかのぼって適用された。

「中枢神経または精神に著しい障害を残し、終身常時介護を要するもの」に関しては、新設と同時に約款の「備考」欄に定義が設けられ、「常時介護を要するもの」規定が設けられ、「常時介護を要するもの」とは、常時、他人の介護なしには生命の維持が不可能なもの」をいうとされた(以下、この約款改正を「51年改正」、この備考を「51年備考」という)。

また同年7月、財団法人生命保険協会医務委員会は廃疾条項の解釈についての統一見解を示し、「1)終身とは、廃疾の状態に陥り、それが死亡まで継続する(永久かつ完全と同趣旨)」ことを意味する。回復の可能性がわずかでも存在するかぎりは対象とはしない。2)「常時、他人の介護なしには生命の維持が不可能なもの」とは、第三者がつねにそばに付き添い、食事の摂取、排便、体動などに際しては、手を添えて看護を行わなければ自分では何も行えない状

態をいう。医師が治療を行わなければ病気が悪化するので、生命の維持が不可能という程度のもは含まない。」とした。これらは、「常時介護を要するもの」についていわゆる植物人間状態を指す趣旨とされる。

(3) さらに昭和56年には、「廃疾保険金」の名称が「高度障害保険金」に、「常時介護を要するもの」のうちの「常時」が「常に」に改められ、さらに「備考」欄の定義も見直され、「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態」とされた(以下、この約款改正を「56年改正」、この備考を「56年備考」という)。この改正は、昭和51年改正約款の基準を若干緩和したものとされることがある。

(4) その後は実質的な改正はなく、また56年改正は既契約には適用されていないので、高度障害条項には、51年改正が適用または遡及適用されるものと、56年改正が適用されるものの2種類があることになる。そのうち「常時(または「常に」)介護を要するもの」に関する両者の相違は、「常時」

と「常に」の文言、および備考の文言である。

「常時」と「常に」の違いについては、裁判例で「基準を少々緩和する意味から、「常に」に改訂され……」と判示したのもあるが³、通常そのように理解され得るか疑問であり、逆に「意味内容は、ほぼ同一」とするものがあるため⁴、以下ではこれらは同義とみなすこととし、以下、51年改正か56年改正かに係らず本件支払事由本文（備考は含めない）を「常時介護を要するもの」と略称することとする。

2. 「常時介護を要するもの」に係る争い

(1) 「常時介護を要するもの」は、労働者災害補償保険法・自動車損害賠償保障法・損害保険自動車保険約款・簡易生命保険約款等の条文・条項とほぼ同様の表現になっており、これらと生命保険の高度障害条項との大きな違いは、備考の有無または備考の表現の相違である。具体的には上記のうち備考があるのは簡易生命保険約款だけであり、その簡易生命保険約款の備考も、単に「日常生活動作に常に他人の介護を要するもの」とされている（生命保険のように「食物の摂取……のいずれもが自分ではで

きず……」ではない）。この差により、生命保険の高度障害の支払対象は他の給付に比べて狭くなっている。

また、日常生活上の「高度障害」という言葉の意味に比べて支払範囲が狭いと感じられること、労災保険2級（両上肢の手関節以上での喪失等）で他の手を借りずに社会生活をし得る状態でも高度障害に認定されることがある一方、たとえ同1級と認定され、精神障害により常に監視が必要であっても「終身常時介護を要するもの」には該当しない場合があり、バランスを欠くように思えることなどから、高度障害保険金請求訴訟、中でも「常時介護を要するもの」への該当性を巡る争いは少なくない（他には「上（下）肢の用を全く永久に失ったもの」の該当性を巡る争いも多くみられる⁵）。

(2) 「終身常時介護を要するもの」の該非が争点となった裁判例には以下等がある⁶。なおこのうち①②③⑤⑥は、本件と同様51年改正が適用または遡及適用されたものである。

① 岐阜地裁多治見支昭和57年9月17日
文研判例集3巻242頁、② 大阪地判昭和58年
9月28日
文研判例集3巻386頁、③ 東京地

判昭和62年2月20日
文研判例集5巻11頁、
④ 山口地判平成2年8月17日
文研判例集6巻221頁、⑤ 名古屋地裁豊橋支判平成10年12月17日
生命保険判例集10巻485頁、⑥ 仙台地判平成11年9月24日
生命保険判例集11巻526頁、⑦ 仙台地判平成12年1月20日
生命保険判例集12巻25頁、⑧ 東京地判平成12年8月28日
生命保険判例集12巻409頁、⑨ 那覇地判平成13年2月19日
生命保険判例集13巻141頁、⑩ 福岡地判平成13年12月3日
生命保険判例集13巻877頁、⑪ 前橋地裁太田支判平成14年3月27日
生命保険判例集14巻138頁、⑫ 名古屋地判平成14年10月25日
ウエストロージャパン2002WLJPCA10256007、⑬ 東京地判平成15年6月27日
428頁、⑭ 東京地判平成15年8月22日
生命保険判例集15巻500頁、⑮ 東京地判平成18年1月31日
ウエストロージャパン2006WLJPCA01310007、⑯ 東京高判平成19年5月30日
判タ1254号287頁・事例研レポ第23号1頁、⑰ 東京高判21年6月25日
事例研レポ第252号1頁、⑱ 東京地判平成22年3月26日
ウエストロージャパン2010WLJPCA03268003。

これらの大半は、56年備考の「食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴」のうちのいずれかが可能であると認定し請求を斥けており、上記裁判例中、高度障害が認定されたのは⑫と⑬だけである。

⑫に関しては、食物の摂取、排便・排尿、衣服着脱・入浴は自力では不能で、ベッド上の起居・周辺歩行のみかろうじて可能。精神状態は、障害が高度で、常に監視介助又は個室隔離が必要と認定の上で、「ベッド上の起居・周辺歩行のみかろうじて可能な状態にあることが認められるけれども、前記認定のその他の症状・状態も勘案すると、上記の「ベッド上の起居・周辺歩行のみかろうじて可能」という状態では、通常の意味で「自力で起居・歩行ができること」を意味するものとはいえず、常に介護を要する状態にあるとの上記認定判断は何ら妨げられない。」とした。

また、⑬は排便、排尿、その後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のいずれもが自分ではできず、「食物の摂取についても、介護者の方でスプーンを持たせれば、それを何とか把持でき、傍で励ましてあげると、

3分の1程度は食物を何とか口に運んで摂取できるが、時間がかかり、また多くをこぼしてしまうので、それを改めて介護者が拾い集めて介護者の手で食べさせる必要がある、また、食物を飲み込む前に口にどんな詰り込んでしまうとか、誤嚥することが多いので、絶えず介護者が傍で見守っていなければならない状況にあり、……」と認定し、「食物の摂取についても、「自分ではできず常に他人の介護を要する状態」にあつたというべきである。」とした。

これらによれば、高度障害を認定されることがあるのは、ほとんどの項目を自力で行えず、1ないし2個の項目についてはかろうじて自力で可能ではあるが通常の意味で「自力でできる」と評価するのは困難な場合のみ、ということになるか。

(3) このように生命保険の高度障害条項は、労災などに比べ狭く定義され、またその定義どおり厳格に運用されてきた（これは「上（下）肢の用を全く永久に失ったもの」なども同様である）。

定義を狭くした理由としては、もともとは恩恵的給付であつたことのほか、労災法の場合には業務上の事由による障害である

から第三者の証明がある一方、生命保険の場合には第三者の証明はほとんど得られないのが現実であること、したがって告知義務違反の混入や詐病による保険金支払請求増加の危険が大きいこと等が挙げられている。

厳格な運用がされる理由は、「常時介護を要するもの」に近い状態になるケースとというのは脳血管疾患を中心とした疾病によるものが多いものと思われ、それらの大半は自賠責や労災の対象にはならないのに対し、生命保険の場合は、疾病によるものであつても高度障害保険金の対象となり、かつ死亡保険金と同額を支払うため、対象を拡大すると保険数理上の前提が崩れることなどが挙げられよう。

学説も「これは保険約款中の保険者が保険金の支払をなすべき場合の範囲を定める規定の解釈の問題であり、保険契約者が支払うべき保険料の額とも関連する事項であるから、約款の文言を基礎とする解釈によることを基本とすべきであり、拡大解釈により高度障害の範囲を拡大することには慎重でなければならない」とし、裁判所もこのような事情を認め、請求の多くを棄却

してきた。

(4) もつとも上述の通り、労災や自賠責等

とほぼ同様の文言が使用されているにも係らず備考により適用範囲が狭められていること等に対し、「合理性に欠ける(②事案)」

「必ずしも厳格に適用すべきでなく、その定義に記載された状態に匹敵する場合も含む趣旨であると解すべき(③事案)」「例示と解すべき(⑨事案)」「一つでもできないことがあれば、全体として終身常時介護を要する場合に該当すると解するのが文理

上自然(本件)」等の拡大解釈の主張がしばしばなされ⁹⁾、学説でも「より柔軟な認定基準の確立が望まれる」という見解もある¹⁰⁾。

なお、このような問題を踏まえてか、最近、高度障害条項を含まない養老保険や終身保険を販売開始した会社がある。当該会社では同時に、身体障害者福祉法に定める障害級別1〜3級に該当し、同級の身体障害者手帳の交付があった場合に保険金が支払われる「身体障害保障保険」を発売した。

3. 本判決について

(1) 本判決もこれまでの多くの裁判例と同様、厳格な解釈により「常時介護を要するもの」に該当しないとして請求を棄却した。

その判示は概ね以下のように構成されている。

イ. 備考欄は約款の一部を構成し、当事者はこれに拘束される。

ロ. 約款の解釈においては、その記載・文理を中心に、約款改正の経緯及びその背景となった従前の運用等を考慮して検討すべきである(原審引用)。「控訴の理由に対する判断」では「それが許されないわけではない」とした。

ハ. 51年改正では、寝たきりのいわゆる植物人間状態に限って「常時介護を要するもの」として運用されてきた。これによれば事理弁識能力を欠き、常時監視することが必要であるという状態をもって「常時介護を要するもの」に該当するとはいえない。

ニ. 56年改正は51年改正基準を若干緩和したものであるといわれている。よって、本件約款を解釈するに当たって、56年備考を参考にしてもXには特段不利益はない。

ホ. 56年備考基準によれば、Xは「常時介護を要するもの」とはいえない。

(2) Xの障害の状態は、食物の摂取、歩行、

起居の3項目については自らできるものの、食物の摂取については「セツトすれば自分で食べる」、歩行については「ふらつくことがあり、転倒する危険がある」というものであり、加えて器質性精神障害による失見当識に伴う問題行動があり、常に介護ないし監視を要する状態にあり、高度障害を認定した上記裁判例¹⁰⁾に近い面がある。このような事案を見ると、先述の「より柔軟な認定基準の確立が望まれる」という見解も説得力を持つようにも思われる。

しかし同見解は「かつては……恩恵的給付に過ぎ……なかったため、拡大解釈が望ましくないと議論も成り立ち得たかも知れないが、現在は……死亡保険料の中に高度障害危険が計算されているから、かつての議論の前提がそもそも崩れたのではないか」として「より柔軟な認定基準の確立が望まれる」とするものであるが、保険料率に高度障害危険が計算されているといっても、あくまで約款・備考文言の状態を前提に計算されているのであるから、適用範囲を拡大する根拠になりうるのか疑問もある。

その他、労災等と同様の文言を用いてい

るといふ事情はあるものの、積極的に拡大解釈すべき理由とまでは言えず、(56年備考基準に基づき)「常時介護を要するもの」には該当しないとした判断(上記ホ)は、やむを得ないものと思われる。

(3) またXは、「約款の備考欄……が約款の一部を構成して保険契約者を拘束するとの原判決の判断は、その約款及び備考欄の解釈を誤るものである。」等として備考が約款を構成しない旨の主張をしたが、原審・本判決ともにこれを認めなかった(同イ)。この点は研究会でも「備考にも種々あり、常に約款の一部を構成するわけではない」等、異論が多かったところであるが、私見では、少なくとも本件51年備考および56年備考が約款の一部を構成するという点では判旨に賛成する¹⁰⁾。

(4) 他方、51年改正による約款が適用されるという本件保険契約特有の事情により、同ロ〜ニに係る部分には、反論の余地があるように思われる。

先ず、ロに関するXの主張(「約款の解釈において、……従前の運用は保険会社の従来の経営方針に過ぎないから重視されるべきではない。」)には一定の説得力がある。

これに関し、「高度障害保険金に関しては生命保険業界内部の約款制定や改定の経緯が参照される傾向が著しい。」としつつ、それ自体を「いっさい認めないというのかえって硬直的で妥当な解釈をすることの障害となると思われる」という見解がある¹²⁾。

確かに約款の制定時等の状況を考慮しないことで誤った解釈に陥る場合もあり得るだろう。しかし、契約者側に有利な事情ならばともかく、そうでない場合には、沿革や従前の運用等の考慮にあたっては慎重を期すべきであり、約款文言を離れたところにまで解釈を進めるべきではないだろう。そうでなければ、契約者側のあずかり知らぬ、記載・文理を超えた事情により、約款がその作成者である保険者側にとって有利に解釈されてしまう危惧が生じるからである¹³⁾。

本件で、契約者側が知らぬ事情であろう約款改正の経緯及びその背景となった従前の運用等(昭和51年の生保協会医務委員会の統一見解を含む¹⁴⁾)について、原審を引用する形で「約款の解釈においては……従前の運用等を考慮して検討すべき」としたのは言い過ぎの感があり、実際「控訴の理

由に対する判断」においては「それが許されないわけではない」としている(同ロ)。(5) また、56年改正が従前の基準を緩和したものであるという点(同ニ)についての疑問もある。甘利教授は、「(昭和56年改正について)このことがいかなる意味をもつかは、不明である(……昭和51年約款の基準を少し緩和したものであるといわれているというが、この根拠は明らかではない。)」とされる¹⁵⁾。

緩和したものではなくとも、少なくとも同内容であるという反論はありうるが、備考文言を比較したとき、それも自明とは思われない。むしろ今となつては、56年備考の方がより詳細であるのに対し、51年備考(「常時、他人の介護なしには生命の維持が不可能なもの」)の方が解釈の余地があり、それゆえ高度障害該当の余地が若干広いようにさえ感じられる(食事はセットされればでき、起居・歩行も不完全ながらも自力でできるが、高度の精神障害があり常に監視介助又は個室隔離が必要である場合に、「他人の介護なしには生命の維持が不可能なもの」ではないと言い切れるだろうか?)。

(6) 加えて、51年・56年両改正から現在まで相当の年月が経過しており、その間には、消費者契約法の制定をはじめとした消費者保護法の整備が図られてきたこと、民法（債権法）改正においても「約款作成者不利の原則」の規定化が検討されるなど

したこと、いわゆる護送船団行政が過去のものになり約款内容も料率設定も生命保険各社ごとに異なっていること、最高裁も最判平成19年7月6日等において約款文言（「外来」）について過去の運用を重視せず

にその文言のみから解釈し、結果として契約者側に有利な結論を導いた例があること、等の周辺事情の変化がある。

(7) 以上からXには、次のような主張をする余地があったように思われる。

① 本件当事者は、あくまで51年改正による約款（含む51年備考）のみに拘束され、生命保険協会医務委員会の統一見解等には拘束されない。

② 51年備考（「常時、他人の介護なし」）は生命の維持が不可能なものには解釈の余地がある。

③ 51年備考の解釈にあたって、当時の運用（植物人間的状態のみを「常時介護を

要するもの」とする）や56年備考は考慮すべきではなく、その文言のみから判断されるべきである¹⁶⁾。

④ Xは、51年備考の「他人の介護なし」は生命の維持が不可能に該当し、「常時介護を要するもの」にあたる。

（実際にはXは、「備考は約款の一部ではない」旨の主張をし、そのため、51年備考の解釈について、上記のような具体的な主張はしていない）

1) 高度障害条項の変遷等につき、甘利公人「判批」事例研レポ第252号1頁、平尾正治「約款の医学的検討」生命保険経営47巻6号64頁、48巻1号85頁、49巻1号106頁参照。

2) 中西正明「生命保険契約における高度障害条項」西原寛一先生追悼論文集・企業と法（下）317頁（有斐閣・1995年）

3) 後掲裁判例②。

4) 後掲裁判例⑬。

5) 参考評釈として野口夕子「判批」事例研レポ第257号9頁。

6) ①～⑭、⑯、⑰の詳細に関しては、甘利・前掲事例研レポ4～7頁参照。

7) 平尾・前掲論文47巻6号77頁。

8) 中西・前掲論文315頁。

9) 平尾は「生命保険の約款条文に、労災法の

それと同じ表現法を使用したところに、根本的な問題が存在するのである」という（平尾・前掲論文47巻6号77頁）。

10) 潘阿憲「疾病保険に関する近時の裁判例の動向」生命保険論集162号82頁・83頁

11) 井野直幸「判批」（前掲裁判例②の評釈）判タNo.534 84頁・85頁参照

12) 山下友信「保険法119頁（有斐閣・2005年）。

13) 約款の拘束力の根拠や約款の解釈論については、甘利公人・福田康夫 ポイントレクチャー保険法 9頁（有斐閣・2011年）、勝野義孝「生命保険契約における信義誠実の原則——消費者契約法の観点をとって」9頁～59頁（文眞堂・2002年）参照。

14) 医務委員会統一見解について、51備考対象契約について争われた前掲裁判例①②には、次のような判示がある。①（統一見解が）「当然に原告を拘束するものとは解しえないが、さらにすすんで保険取引一般に右解釈が行われているとすれば、これは約款の解釈にあたり参酌するに値する資料というべきである。」②「生命保険会社の加入する生命保険協会医務委員会の解釈のもとに統一運営を行っている以上、約款を解釈するための指針たり得るといふべきである。」

15) 甘利・前掲事例研レポ 9頁。

16) 約款の客観的解釈原則によれば、「客観的に表現された約款文言のみを解釈対象としなければならず、当該契約を取り巻く諸事情を考慮すべきではない」（勝野・前掲論文53頁）。